

平成19年6月1日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構

「もんじゅ」及び「ふげん」に係る点検調査結果について

独立行政法人日本原子力研究開発機構(理事長:岡崎俊雄)では、「もんじゅ」及び「ふげん」について、自主保安活動の一環として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」に基づく手続きの不備、計器及び記録のデータ改ざんの有無等について点検調査を行いました。

その結果、「もんじゅ」及び「ふげん」の原子炉施設において、施設の安全性に係る手続きの不備、データ改ざんがなかったことを確認しましたのでお知らせいたします。

なお、「ふげん」に設置されている検出器に使用している核燃料物質の使用に関し、変更手続きを要する事案が1件確認され、その手続きを行いました。

【添付資料】

添付:「もんじゅ」及び「ふげん」の点検調査結果の概要

以 上

「もんじゅ」及び「ふげん」の点検調査結果の概要

1. 点検調査の目的

電気事業者において、記録や報告の改ざん等の不適切な対応があったことに鑑み、「もんじゅ」及び「ふげん」の今後のプラント運営に資するため、自主保安活動の一環として、点検調査を行った。

2. 点検調査体制

- (1)「敦賀本部原子力施設設備に係る点検調査委員会(委員長:敦賀本部長代理)」
- (2)「点検調査部会」及び「聞き取り調査部会」
- (3)「点検調査チーム」(「もんじゅ」及び「ふげん」)

3. 点検項目及び点検範囲

(1) 手続きの不備の有無

期間中に実施した重要な設備の改造、工事等について、原子炉等規制法、電気事業法等に基づく設工認、工認・届出等の手続きが適切に行われているか否かを調査

(2) データ改ざんの有無

① 計器等に係るデータ改ざんの有無

保安規定に定める監視計器、施設定期検査及び使用前検査等に使用する計器、安全協定に基づく報告に使用している計器並びにプロセスコンピュータについて、改ざんの有無を調査

② 記録に係るデータ改ざんの有無

法令に定める報告書、記録類、及び安全協定に基づく報告について、改ざんの有無を調査

(3) その他、必要な手続きの不備、改ざんに係る聞き取り調査

「もんじゅ」及び「ふげん」の設備で上記を含む全ての「手続きの不備」、「データ改ざん」について、関係者へのアンケート、聞き取り調査を実施

4. 点検調査結果

(1) 記録類等点検調査結果

今回の点検調査の結果、手続きの不備、データ改ざん(計器)、データ改ざん(記録)等(誤記等は除く)は確認されなかった。

(2) 聞き取り調査結果

聞き取り調査の結果、「もんじゅ」及び「ふげん」の原子炉施設に係る手続きの不備、データ改ざん等に該当するものは確認されなかった。しかし、「ふげん」に設置されている

検出器に使用している核燃料物質の使用に関し、変更手続きを要する事案が1件確認され、その手続きを行いました。

この他、9件の指摘があり、これらの事実関係について詳細調査を行った結果、7件については問題がなかった。残りの2件については、品質保証上の観点等から改善が必要な案件ではあったが、既に改善措置がとられている。

以 上

敦賀本部原子力施設設備に係る点検調査結果について
(「もんじゅ」及び「ふげん」の点検調査結果)

平成19年6月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部

目 次

1. 点検調査の目的	1
2. これまでの主な点検等の取り組み	1
3. 点検調査体制	1
4. 点検項目及び点検範囲	2
5. 記録等点検調査結果	5
5. 1 手続きの不備	
5. 2 データ改ざん（計器）	
5. 3 データ改ざん（記録）	
6. 聞き取り調査結果	7
7. まとめ	8

添付資料 1：施設設備の点検調査結果

1. 点検調査の目的

原子力機構敦賀本部では、平成18年度に電気事業者において記録や報告の改ざん等の不適切な対応があったことに鑑み、「もんじゅ」及び「ふげん」の今後のプラント運営に資するため、自主保安活動の一環として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「炉規法」という）、「電気事業法」（以下「電事法」という）及び安全協定等に基づく許認可、届出や報告等について、手続き不備の有無、計器及び記録等のデータ改ざんの有無についての点検調査及びその他必要な手続きの不備や改ざんに係る聞き取り調査を実施した。

本書はその点検結果をとりまとめたものである。

2. これまでの主な点検等の取り組み

(1) 安全性総点検の実施（平成9年）

原子力機構（当時動燃）では、平成7年12月の「もんじゅナトリウム漏洩事故」、平成9年3月の「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」後、平成9年8月の「東海事業所のウランピット問題」を直接の契機として、以下の観点で全社において安全性の総点検を実施した。

- ① 昭和30年代、40年代の古い案件について老朽化、不安全のもの
- ② 社会的な視点で見た安心感、あるいは環境上の影響のあり得るもの、改善すべき事項
- ③ 法律（申請書、許認可書、保安規定）に照らして整合していないもの
- ④ 整合しているとは明確に断言できないものの疑義のあるもの

その結果、機構全体で合計2289件〈①許認可関係318件、②人・施設の安全に関するもの736件、③日常的に業務改善していくもの1235件〉が摘出され、すべて、処置完了または対応方針を確認しフォローアップが終了している。（「ふげん」は25件、「もんじゅ」は40件改善項目を摘出しているが、15年度末ですべて対応が終了している。）

(2) 自主点検作業の適切性確保に関する総点検の実施（平成14年）

平成14年8月の東電問題を受けて、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検」（平成15年1月報告）を実施している。その点検の中では、記録類の点検のほか、不正防止のための対策の点検も実施し、「もんじゅナトリウム漏洩事故」、「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」後の不正防止につながる情報共有化を含む品質保証活動促進の取り組み、透明性・公開性向上の取り組み、意識改革/風通しのよい職場づくり等の活動が着実に実施されていることを確認し、引き続き透明性、公開性向上に努めていくこととした。

その後、平成15年に炉規法が改正され、平成16年より保安規定に品質保証を取り込み、そのプロセスを重視した保安活動を実施している。

3. 点検調査体制

- (1) 敦賀本部に、本部長代理を委員長とする「敦賀本部原子力施設設備に係る点検調査委員会」を設置した。

- (2) 「敦賀本部原子力施設設備に係る点検調査委員会」の下に、「点検調査部会」及び「聞き取り調査部会」を設置した。
- (3) 「もんじゅ」及び「ふげん」各々に、点検調査及び検証を行う「点検調査チーム」を設置した。

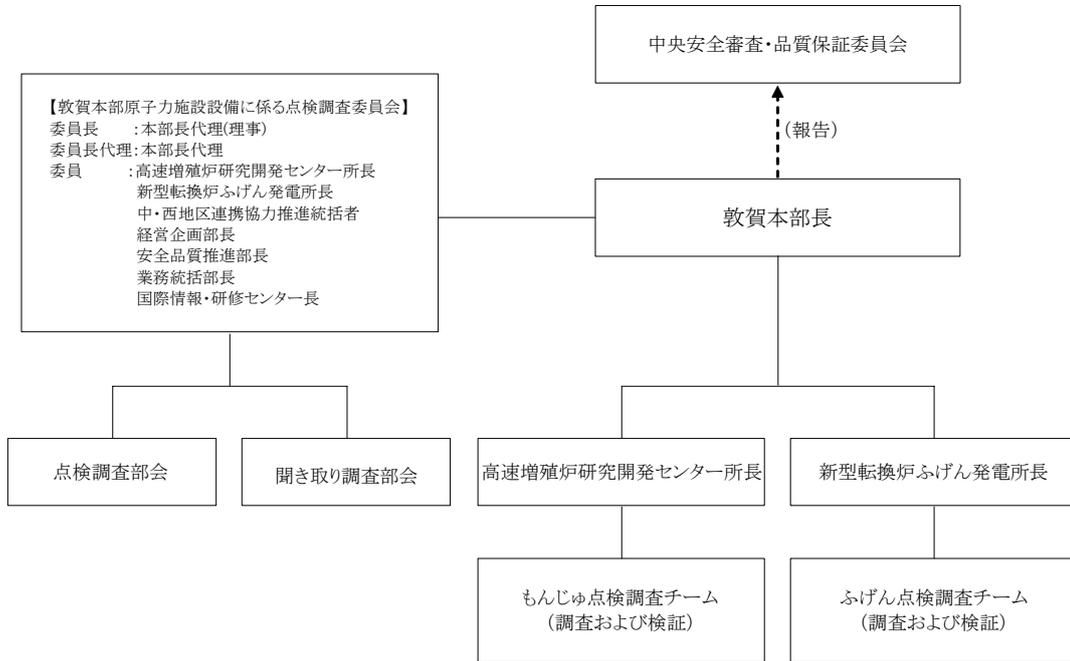


図 3-1 委員会の体制

4. 点検項目及び点検範囲

「もんじゅ」及び「ふげん」の施設について、以下の項目を点検した。

表 4-1 点検項目及び点検範囲

	点検項目	対象	点検期間	点検方法
手続きの不備	炉規法設工認申請、電事法工認申請・届出	総点検で確認した点検範囲と同様に、重要な設備の改造、修理工事	総点検(H14年度)以降～H18年12月末	重要設備の工事内容を抽出し、設工認、工認・届出の要否を点検する
	燃料体検査申請	輸入新燃料集合体(「もんじゅ」「ふげん」とも該当せず)	—	—
	溶接安全管理審査申請	総点検で確認した点検範囲と同様に、重要な設備の改造、修理工事	総点検(H14年度)以降～H18年12月末	重要設備の工事内容を抽出し、溶接安全管理審査申請の要否を点検する
	定期事業者検査時期変更申請	補助ボイラ設備	総点検(H14年度)以降～H18年12月末	定検開始・終了、時期変更申請日の実績を整理し手続き漏れがないことを確認
	公害防止等に関する届出	ばい煙発生施設、ダイオキシン関係施設については電気工作物の設置及び撤去した場合。ディーゼル発電機、補助ボイラ。(「もんじゅ」「ふげん」とも当該期間に於いて該当せず)	過去10年間(H8年度～H18年12月末)	届出が必要ない煙、ダイオキシン発生設備(重油使用)に関する工事実績と届出書を照合し、届出等の手続き漏れがないことを確認
	核燃料物質の使用の許可、変更届出	1. 核分裂計数管、2. サーベイランス集合体、3. 核燃料物質はく、4. 硝酸プルトニウム	総点検(H14年度)以降～H18年12月末	申請等の手続き漏れがないことを確認
データ改ざん	計器 プロセスコンピュータを含む	保安規定、使用前検査、研究開発段階炉規則、安全協定等に使用している計器	現状	設計図書と点検記録を突合せて確認
	研究開発段階炉規則に定める報告書	放射線管理等報告書	至近の報告書	放射線管理等報告書と廃棄物月報等の数値を照合し、不整合がないことを確認
	検査関係の記録	使用前検査記録、溶接事業者検査、施設定期検査記録	至近の点検	検査記録と工事報告書等との照合
	国が研究開発段階炉規則に基づき確認の必要のある記録	運転記録、燃料集合体記録、放射線管理記録	至近の記録	転記作成した記録について元記録と照合
	定期事業者検査時期変更申請	補助ボイラの運転時間及び起動回数		時期変更申請書記載事項と元記録の照合
	安全協定等関連の報告書、記録	安全協定、漁連協定に基づく報告書、安管協への報告書		報告書記載の値について元記録と照合
もんじゅ」「ふげん」の設備で上記を含む全ての「手続きの不備」、「データ改ざん」について聞き取り調査			限定せず	関係者へのアンケート

(1) 手続きの不備の有無

点検項目：炉規法に基づく設工認、電事法に基づく工認・届出及び溶接安全管理審査並びに補助ボイラー設備の定期事業者検査時期変更申請等の手続きが適切に行われている事の確認。

点検範囲：原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書(平成15年1月23日)の点検以降に実施した工事を対象とした。

点検方法：点検対象工事について、炉規法に基づく設工認、電事法に基づく工認・届出の要否確認と、溶接安全管理審査並びに補助ボイラー設備の定期事業者検査時期変更申請の要否確認等について、必要な手続きが行われていることを確認した。

(2) データ改ざん(計器、記録)の有無

① 計器

点検項目：保安規定に定める監視、施設定期検査及び使用前検査等の判定、安全協定に基づく報告に使用している計器、並びにプロセスコンピュータについて改ざんの有無。

点検範囲：現在使用中の計器及びプロセスコンピュータを対象とした。

点検方法：計器点検記録と設計図書の突合せを行い、整合性を確認した。また、プロセスコンピュータの入力信号に対する出力が正しい値であることを確認した。

② 記録

点検項目：法令に定める報告書、記録類、及び安全協定に基づく報告についての改ざんの有無。

点検範囲：施設定期検査(設備点検)に係る記録については至近の検査を対象とした。定期的(1年毎、四半期毎等)に報告しているものについては至近の報告を、また毎日記録するものについては過去1ヶ月の記録を対象とした。

点検方法：法令に定める報告書、記録類及び安全協定に基づく報告について、元記録との比較を行い改ざんのないことを確認した。

なお、検査において国、独立行政法人原子力安全基盤機構、主任技術者が立会いしている場合や検査を施工部門と独立した部門が実施している場合については点検対象外とした。

③ 点検対象数

原子力施設設備に関する手続きの不備、データ改ざん(計器、記録)についての点検対象件数は下表のとおり。

表4-2 記録等の点検対象件数

点検項目	点検対象件数	
	もんじゅ	ふげん
手続きの不備	344件	108件
データ改ざん(計器)	588件	102件
データ改ざん(記録)	189件	67件

(4) その他必要な手続きの不備、改ざんに係る聞き取り調査

「もんじゅ」及び「ふげん」の施設について、手続きの不備、データ改ざん等がなかったかについて広範囲に調査するため、期間、範囲を限定せずに、関係者へのアンケート、聞き取り等により調査した。

聞き取り調査は、法令等に基づく発電設備の保安に係る技術的事項全般を対象に、気になる事案の有無についてアンケート調査を行い、指摘のあった案件について、事実関係や背景等をより詳細に把握するために、関係書類の確認や関係者に対する事実関係の確認を実施した。

アンケートは、「もんじゅ」及び「ふげん」に所属する技術系役職員、在籍した経歴のある機構の技術系の役職員及び常駐する協力会社の技術系社員並びに常駐以外の協力会社を対象に実施した。

アンケート調査の実績について表4-3に示す。

表4-3 アンケート調査実績

区 分	アンケート数		回収数		回収率	
	もんじゅ	ふげん	もんじゅ	ふげん	もんじゅ	ふげん
職員（人）	214	88	214	88	100.0%	100.0%
在籍経歴のある機構職員（人）	74	105	66	97	89.2%	92.4%
常駐協力会社員（人）	136	126	136	126	100.0%	100.0%
その他協力会社（社）	17	14	17	14	100.0%	100.0%
小 計	441	333	433	325	98.2%	97.6%
合 計	774		758		97.9%	

(5) 不適切な事案の評価区分

不適切と判断した事案については、法令や保安規定等への影響度の大きさに応じて、以下の区分に分類して評価することとした。

〔評価区分〕

区分A：法令、かつ保安規定に抵触するものであり、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。

区分B：法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもので、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。

区分C：法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもの。

法令、保安規定、地元との協定への影響は軽微だが、広範囲にわたり行われていたか、または継続的に行われていたもの。

区分D：法令、保安規定、地元との協定への影響が軽微なもの。

区分E：法令、保安規定、地元との協定のいずれにも抵触しないもの。※

※社内規則への抵触、法令等に係らない数値の改ざん、手続き・情報提供を実施しておいた方がよかったものを含む。

(6) 点検調査スケジュール

点検調査スケジュールを表4-4に示す。

なお、計器に係わるデータ改ざん調査については、平成18年8月31日付けで原子力安全・保安院より通知があった「原子力発電所における計器の設定誤りについて」を受けて平成18年11月より調査を始めていたものであるが、点検調査対象（安全協定等に関わるもの）を見直した上で点検を実施した。

表4-4 点検調査スケジュール

平成19年		2月	3月	4月	5月	備考
点検調査委員会		点検計画書作成	▼ △ 3/30:原子炉自動停止、臨界事象に関する未報告事例の調査結果公表	▼ ▼ ▼	▼ ↑ 調査結果まとめ	・2月に点検調査計画について敦賀本部で方針決定 ・3/8に第1回の点検調査委員会開催
点検	手続きの不備		実施要領作成	手続き調査		
	データ改ざん(計器)		実施要領見直し	データ(計器)調査		・平成18年11月から調査を開始し、3月に点検範囲を見直した。
	データ改ざん(記録)		実施要領作成	データ(記録)調査		
	聞き取り調査		実施要領作成 アンケート準備	アンケート 確認・調査		

5. 記録等点検調査結果

手続きの不備、データ改ざん（計器）、データ改ざん（記録）について点検調査した結果、区分A～Eに該当する事案はなかった。

5. 1 手続きの不備

炉規法に基づく設工認、電事法に基づく工認・届出及び溶接安全管理審査並びに補助ボイラー設備の定期事業者検査時期変更申請等の手続きに不備がなく、適切に行われている事を確認した。

(1) 炉規法に基づく設工認、電事法に基づく工認・届出

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書（平成15年1月23日）の点検以降に実施した工事等（「もんじゅ」344件、「ふげん」108件）には、炉規法、電事法に基づく申請・届出に漏れがないこと及び申請等を行った範囲（内容）が適切であることの確認を行った結果、申請等の手続きが必要な工事等（「もんじゅ」187件、「ふげん」26件）について、手続きの不備は認められなかった。

(2) 溶接安全管理審査申請

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書（平成15年1月23日）の点検以降に実施した工事の中で、電事法に基づく申請・届出の手続き

が必要な工事（「もんじゅ」13件、「ふげん」0件）について、手続きの不備は認められなかった。

（3）定期事業者検査時期変更申請

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書（平成15年1月23日）の点検以降に手続きを行った補助ボイラー設備に関する定期事業者検査時期変更申請（「もんじゅ」8件、「ふげん」0件）について、法定期限を超過している申請遅れを含み申請漏れがないことの確認を行った結果、手続きの不備は認められなかった。

5. 2 データ改ざん（計器）

現在使用している保安規定に定める監視計器、使用前検査に用いている計器、研究開発段階炉規則において記録の要求のある計器、安全協定等外部への報告に使用しているデータを扱う計器（「もんじゅ」588件、「ふげん」102件）について、設計図書と最新の計器の点検（校正）記録を用いた確認を実施し、改ざんのないことを確認した。

なお、「もんじゅ」の設計図書や点検記録に誤記71件、記載漏れ6件が確認されたが、いずれも計器指示に影響するものではないことを確認した。

また、「もんじゅ」のプロセスコンピュータは平成18年度に行われたリプレースに伴い、全入出力値の点検が行われ問題ないことを確認している。「ふげん」は運転停止に伴いプロセスコンピュータは停止しており、対象外とした。

5. 3 データ改ざん（記録）

炉規法、電事法に基づく報告書、検査関係の記録等に記載している至近のデータと、社内記録、工事記録等（「もんじゅ」189件、「ふげん」67件）について元記録と比較し、改ざんのないことを確認した。

（1）研究開発段階炉規則に定める報告書

至近に提出した放射線管理等報告書の各項目について、放射性廃棄物管理月報等の元記録との照合確認を行った結果、改ざんは認められなかった。

なお、平成13年度から17年度の放射線管理等報告書において、「もんじゅ」3件、「ふげん」9件の誤記があったが、改ざんは認められなかった。

（2）検査関係の記録

至近に実施した施設定期検査記録等について点検を行った結果、改ざんは認められなかった。

（3）国が研究開発段階炉規則に基づき確認の必要のある記録

研究開発段階炉規則における至近の記録について点検を行った結果、改ざんは認められなかった。

（4）安全協定等に基づく報告書

至近に提出した安全協定に基づく報告書、福井県原子力環境安全管理協議会への報告等について確認を行った結果、改ざんは認められなかった。

なお、平成14年度、15年度の放射線業務従事者の被ばく管理状況連絡書に、「もんじゅ」で4件の誤記があったが、改ざんは認められなかった。

6. 聞き取り調査結果

アンケートで指摘が10件あり、調査した結果、「ふげん」において核燃料物質の使用に係る手続きで評価区分Dに該当する案件が1件あった。

残りの9件については評価区分A～Eに該当するものはなかった。この9件について詳細調査を行った結果、7件については問題なかったが、品質保証上の観点から改善が必要な案件が2件あった。

なお、「もんじゅ」については評価区分A～Eに該当する案件はなかった。

(1) 評価区分Dに該当する案件

本件の指摘は、「平成7年に設置したゲートモニタの検出器に使用されている核燃料物質を使用する際の変更手続きをしていなかった。」というものであり、調査した結果、事実関係は次のとおりであった。

- ゲートモニタは、保障措置査察のため原子炉格納容器と燃料貯蔵プール間の燃料の移動を監視することを目的に、機構（当時の動燃）がDOE（米国エネルギー省）と共同で開発し、平成7年11月に機構が「ふげん」に設置したものである。
- 「ふげん」に設置した時点で「核燃料物質の使用等に関する規則」に基づいて核燃料物質の使用変更手続きをしなければならなかったが、手続き等に関する事前の確認が十分でなく、手続きの必要性の認識が不足していたものである。

本件については、国に核燃料物質使用変更許可申請を行った。

(2) その他詳細調査を行った案件

評価区分A～Eに該当しない9件について、詳細調査を行った。

詳細調査の結果、7件については問題なかったが、品質保証上の観点から改善が必要な案件が2件あった。

1件については、マニュアル等の改善に関するもので、既に対応済みである。もう1件は、施設設備に関するもので、応急処置を施し、現在恒久対策の準備中である。

（添付資料1参照）

7. まとめ

今回の「もんじゅ」及び「ふげん」の施設設備に係る点検調査において、現状の施設設備の安全性に影響を及ぼす許認可等の手続きの不備、データ改ざん等に該当するものは確認されなかった。

なお、「ふげん」でゲートモニタの検出器に使用されている核燃料物質の使用変更手続きがなされていなかった事案が1件あった。これについては、国に核物質使用許可変更申請を行った。

機構では、「もんじゅナトリウム漏洩事故」、「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」等を踏まえて、自らの施設設備について安全性総点検の実施、情報共有化や水平展開等を含む品質保証活動促進の取り組み、透明性・公開性向上の取り組み、意識改革、地元理解活動や風通しのよい職場づくりに取り組んできているところである。今後も、安全最優先、情報公開・透明性確保の重要性等の教訓が組織全体に根付き、風化することなく引き継がれていくよう、原子力安全に係る品質方針に基づき、

(1) 安全の確保を最優先とする。

(2) 法令・ルールを遵守する。

- ・コンプライアンスや技術者倫理の啓蒙、研修・教育などを充実する。

(3) リスクを考えた保安活動に努める。

- ・国内外の高速炉、軽水炉等のトラブル情報等の入手に努め、水平展開に努める。

(4) 双方向のコミュニケーションを推進する。

- ・業務内容や報告基準未滿の軽微なトラブルについて、毎週の「週報」プレスやホームページ等で広く情報提供する。

- ・社内の双方向コミュニケーションとして、所長以下各課長及び敦賀本部員が出席する毎朝の「もんじゅ」、「ふげん」の管理職会議で、発電所内外の情報共有化に努める。

など、引き続き以上のような活動に努め、さらに職員一人ひとりのコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、情報公開に努め、透明性高い業務の推進を図っていく。

以上

施設設備の点検調査結果

評価区分		件 数	
		もんじゅ	ふげん
A	法令、かつ保安規定に抵触するものであり、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。	該当なし	該当なし
B	法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもので、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。	該当なし	該当なし
C	法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもの。 ----- 法令、保安規定、地元との協定への影響は軽微だが、広範囲にわたり行われていたか、または継続的に行われていたもの。	該当なし	該当なし
D	法令、保安規定、地元との協定への影響が軽微なもの。	該当なし	1 件
E	法令、保安規定、地元との協定のいずれにも抵触しないもの。 (社内規則への抵触、法令等に係らない数値の改ざん、手続き・情報提供を実施しておいた方がよかったものを含む。)	該当なし	該当なし
合 計		0 件	1 件

評価区分Dに該当する案件

No.	指摘事項	時 期	内 容
1	(ふげん) ゲートモニタの核物質使用許可の手続きについて	H7. 11	ゲートモニタは、保障措置査察に用いることを目的に、機構（当時の動燃）がDOEと共同で開発し、平成7年11月に機構がふげんに設置したものである。 設置時点で核燃料物質の使用変更手続きをしなければならなかったが、手続きの必要性の認識が不足していた。 これについては、国に核燃料物質使用変更許可申請を行った。

聞き取り調査の指摘事項で改善が必要な案件

No.	指摘事項	時 期	内 容
1	(もんじゅ) 課内マニュアルの不徹底等について	H19. 4	中央制御室での文書の保管管理、作業指示文書（日間予定表）の変更管理、課内で作成する記録・帳票の様式及び弁の鍵管理について、一部不適切な面が見られたことから改善した。
2	(ふげん) ホット化学実験室への雨水の浸入について	S60頃	ホット化学実験室(管理区域)に、同室へのケーブルダクト貫通部施工部分の劣化により、長雨や強風時に少量の雨水の浸入が見られ、浸入防止の措置を実施した事案があった。この事案についての管理が適切であったかを確認した。その結果、安全性に問題はないものの、現場調査の結果、予防保全の観点から補修することが適切と判断したことから、当該箇所の応急措置を実施するとともに、今後恒久的な防水対策を実施する。

聞き取り調査の指摘事項で問題のなかった案件

No.	指摘事項	時 期	内 容
1	(ふげん) 本格運転開始前の起動試験中における原子炉自動停止を国や関係自治体に正式に報告したのか不明	S53. 6～ S54. 1	起動試験中(昭和53年3月20日～昭和54年3月19日)において、計画外の原子炉停止が9回(発電停止2回を含む)あったが、いずれも当時は法令報告対象ではなかった。 これらのうち軽微な機器故障により手動停止した1件については、国や関係自治体に連絡していることを確認できたが、その他は確認できなかった。
2	(ふげん) S61. 4～H2. 4の期間における廃棄物の処理施設、貯蔵施設の改良工事や定期検査の妥当性の確認依頼	S61. 4～ H2. 4	昭和61年4月～平成2年4月までの期間において実施した廃棄物の点検、改造が、設工認、工認等の必要な手続きを行って実施されたかどうかを確認した結果、許認可申請、定期検査等が適切に行われていたことを確認した。

No.	指摘事項	時 期	内 容
3	<p>(もんじゅ)</p> <p>格納容器局部漏えい率試験記録の一部に、計器の読み値を目盛り以下の細かい桁まで記録し、これを格納容器換算漏えい率の算出に使用しているが誤評価されることはないか。</p> <p>また、その結果を使用して全体漏えい率試験の使用前検査を受検しているのではないか。</p>	H4. 11	<p>格納容器局部漏えい率試験で、圧力計の最小目盛以下の数値を読み取って記録し、これを格納容器換算漏えい率の算出に使用しているが評価に影響するものでない事を確認した。(格納容器換算漏えい率は参考値としての扱いであり格納容器全体漏洩率試験の使用前検査で使用するものではない。)</p> <p>格納容器全体漏洩率試験は、使用前検査要領書で定められた方法により国の検査官立会の下に行われていることを確認した。</p> <p>格納容器局部漏えい率試験：貫通部や隔離弁の漏えい率試験</p>
4	<p>(もんじゅ)</p> <p>格納容器局部漏えい率試験データが、改ざんあるいは転記ミスされていると思われる。</p>	H4. 11	<p>格納容器局部漏えい率試験の記録に誤記や転記ミスがあることは、平成14年に行った原子炉施設自主点検作業の適切性確保に関する総点検の際に摘出されており、当該漏えい率試験の結果に影響ないことが確認されている。</p>
5	<p>(もんじゅ)</p> <p>試運転時に燃料交換機の操作ロッド(動作位置検知用)が一時的に軸固着し修復したが、対外的な報告はしていない。</p>	H6. 1	<p>燃料を取扱う前の燃料交換機の試運転時に、操作ロッド(動作位置検知用)が一時的に動作不良(固着)をきたしたが、操作ロッドの上端部に軽い衝撃を与えることにより復旧(1日)したものである。</p> <p>動作不良を起こした当該部は、細い二重管構造になっているため、その隙間にできたNa不純物が原因であり、短時間で復旧した軽微な事象である。作業工程に影響を与えるものではなかったことから、外部への報告は不要としたもので問題はなかった。</p>
6	<p>(もんじゅ)</p> <p>H2. 4～H6. 4の期間における核燃料取扱施設及び貯蔵施設の据付工事並びに格納容器漏えい率試験の妥当性の確認依頼</p>	H2. 4～ H6. 4	<p>平成2年4月～平成6年4月の核燃料取扱施設及び貯蔵施設の据付工事並びに格納容器漏えい率試験について、適切に行われていることを確認した。</p>
7	<p>(もんじゅ)</p> <p>プラント状況を説明する際に使用する図をマイダスを使用して作成していたが、まれにデータ収集不調があり、手入力データを使用した。</p>	H6～7頃	<p>マイダスは、試験の際にプラントデータを収集してプラント状況図を作成等するシステムであるが、まれにデータ収集の不調があり、ノイズを取り込むことがあった。</p> <p>プラント状況図作成の際には、このノイズを除去する修正を行っていたが、改ざんを行ったものではない。</p>